

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための一括整備法の施行に伴う関係する原子力規制委員会規則の整理に関する規則（案） について

令和元年7月3日
原子力規制庁

1. 改正案の概要

令和元年6月、原子炉等規制法（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）等の一部改正を含む成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布され、これにより法における許可等の欠格条項として規定されている「成年被後見人」が「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」に改正され、本年9月14日に施行されることとなった。

本年9月14日以降、法における許可等の審査を行うに当たり、「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」を原子力規制委員会規則において具体的に定義する必要性が生じたため、各種の改正を一括して行うこととしたい。

（改正事項）

（1）原子力規制委員会規則で定める者の定義

「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」として、「精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定。

（2）医師の診断書の提出を求める旨の規定の追加

（1）の「必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか」を判断するため、申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書（一定の場合にはこれに相当する書類）の提出を求めることとする。

2. 意見募集の実施

行政手続法の規定に基づき、改正事項に係る別紙1の規則案について意見募集を実施することについて了解をいただきたい。

3. 今後の予定

意見募集の実施	7月4日から8月2日まで（30日間）
原子力規制委員会決定（予定）	8月21日
規則の公布、施行	9月上旬～中旬

4. 添付資料

別紙1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則（案）

別紙2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（原子力規制委員会部分抜粋）

○原子力規制委員会規則第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係する原子力規制委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係する原子力規制委員会規則の整理に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年

総理府
通商産業省
令第一号）

別表第

- 二 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号） 別表第二
- 三 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）
別表第三
- 四 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号） 別表第四
- 五 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第五
- 六 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号） 別表第六
- 七 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 別表第七
- 八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号） 別表第八
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十二年総理府令第一号） 別表第九
- 十 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第十
- 十一 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号） 別表第十一

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

附 則

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

別表第一 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）（抄）

改正後	改正前
<p>（製錬の事業の指定の申請）</p> <p>第一条の二 法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 法第三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（法第五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者）</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>〔一〕五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

第二条の二 法第五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

別表第二 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）（抄）

改正後	改正前
<p>（加工の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 法第十三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 「略」</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（重大事故）</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

第二条の二 法第十四条第一号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

(法第十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第二条の三 法第十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「同上」

「一・二 同上」

「条を加える。」

別表第三 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）（抄）

	改正後	改正前
<p>(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)</p> <p>第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>	

(法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の四 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。

「条を加える。」

別表第四 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）（抄）

改正後	改正前
<p>（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者）</p> <p>第三条の二 法第二十五条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、それぞれ第三条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2 前項の申請書に添付すべき令第十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

3 「略」

4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請)

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、それぞれ前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

3 「同上」

「項を加える。」

別表第五 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）（抄）

改正後	改正前
<p>（発電用原子炉の設置の許可の申請）</p> <p>第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 「略」</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（重大事故）</p> <p>第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「同上」</p>

める重大な事故は、次に掲げるものとする。

「一・二略」

(法第四十三條三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第四條の二 法第四十三條の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

別表第六 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）（抄）

改正後	改正前
<p>（使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 「略」</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（法第四十三条の六第三号の原子力規制委員会規則で定める者）</p>	<p>「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

第二条の二 法第四十三条の六第三号の原子力規制委員会規則で定める者

は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

改正後	改正前
<p>（再処理の事業の指定の申請）</p> <p>第一条の二 法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 「略」</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十四条の三第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（重大事故）</p>	<p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

第一条の三 法第四十四条の二第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

「一〇六 略」

(法第四十四条の三第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の四 法第四十四条の三第三号の原子力規制委員会規則で定める者

は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「同上」

「条を加える。」

別表第八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）（抄）

改正後	改正前
<p>（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）</p> <p>第三条 法第五十一条の二第三項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 「略」</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）</p>	<p>「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

第三条の二 法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者

は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

改正後	改正前
<p>（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）</p> <p>第二条 法第五十一条の二第三項の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 「略」</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）</p>	<p>「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

第二条の二 法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者

は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

「条を加える。」

別表第十 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）（抄）

<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（核燃料物質の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）（以下「申請者」という。）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第五号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>3 〔項を加える。〕</p>

(法第五十四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の三 法第五十四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。

「条を加える。」

改正後	改正前
<p>（国際規制物資の使用の許可の申請）</p> <p>第一条の二 法第六十一条の三第二項の国際規制物資の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の種類については、当該国際規制物資に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。</p> <p>二 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物資の数量及び同項第五号の予定使用期間については、当該国際規制物資の種類ごとに記載すること。</p> <p>三 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に該当しない旨の診断を受けたこと並びに当該診断を受けた病院若しくは診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載すること。</p> <p>2 申請者は、前項第三号に掲げる記載に代えて当該申請者が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された診断書を提出することができる。</p> <p>3 申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第一項第三号の記載に代えて当該役員が法第六十一の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

第一条の三 「略」

〔同上〕

第一条の四 「略」

〔同上〕

第一条の五 「略」

〔同上〕

第一条の六 「略」

〔同上〕

第一条の七 「略」

〔同上〕

(旧廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出)

第一条の八 旧廃棄事業者等は、法第五十一条の二十六第四項において準

〔同上〕

用する法第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第九項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、法第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

〔一〜四 略〕

〔一〜四 同上〕

<p style="text-align: right;">2 (略)</p> <p>(法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)</p> <p><u>第一条の九</u> 法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。</p>	<p style="text-align: right;">2 〔同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>
--	--

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定の欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第三条第一項の指定を与えない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者</u></p> <p>四 （略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第十三条第一項の許可を与えない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者</u></p> <p>四 （略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。</u></p>	<p>（指定の欠格条項）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第三条第一項の指定を与えない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>成年被後見人</u></p> <p>四 （略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第十三条第一項の許可を与えない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>成年被後見人</u></p> <p>四 （略）</p> <p>（許可の欠格条項）</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、<u>第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。</u></p>

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条
の三の五第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の四
第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条
の三の五第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第四十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の四
第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一

項の指定を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十一条の二

第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の

許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 (略)

(許可の欠格条項)

項の指定を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十一条の二

第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、第五十二条第一項の

許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 (略)

(許可の欠格条項)

第六十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原
子力規制委員会規則で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該
当する者のあるもの

第六十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一・二 (略)

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号のいずれかに
該当する者のあるもの